歴朝詔詞解

7 17
6354

明治　年　月　日
氏寄贈

宮内省圖書寮

門 ワ17
6354

歴朝詔詞解序

掛乆者雖畏神之大御代尓皇御孫之命之天降坐而安國登平乆所知食志與理始豆人之代登那理豆母彌繼々尓生坐流日之御子之現御神登神隨所知此御食國能大改事者皆於高天原而遠津神皇祖之神量々賜祁牟天津法之麻々尓

帝國圖書館藏

尓許曾波有那米。如此有者事登有毎尓。
天下尓令賜比志太古之詔詞之旨波志。
即其神隨治賜比志政事尓斯豆其詞母
亦神隨之麗美久妙有詞尓波阿理祁牟
乎其遠津太古能波世尓不遺此乎城之
朝庭尓至而之御々代々之詔詞能美許
曾今之現尓傳波理豆波有祁禮其本與

理太古之狀乎傳敝太古之詞乎云續来
而有者大形者同伎狀尓阿流倍久斯豆
寂尊美重美可為物尓志有乎唯不良加
母由々志伎加母當昔既久言痛伎漢國
之教伊那志許米佛國之道等冨毘許理
被行而專其風尓學比其詞尓習比彼神
代之隨有大御風母可美詞母漸尓被失

豆甚母慨久懐悒伎枉事多尓那母麻自
禮理祁流然尓世々能物知人母不見識
哉有祁牟諾而哉有祁牟其嚴美登解有
書此不良登論有書者都而母阿良受豆
千萬歳月可惜古言癈來尓志乎靈幸比
坐神之御心加本居平大人生涯乎古學
尓心盡佐志許多之書巻書著志萬世尓

教喩登為而此詔詞乎母如此那母解明
論置賜敝理祁流故混乱有異國風之枉
事等者委曲尓見別禮癈来志皇國之正
久麗美伎豆夫理許登婆波真清明尓顯
而音違有八絃之琴乎調正有事能如久
塵居曇有真十見之鏡乎磨成有事能如
久尓那母成出多流阿那意牟加志底寶

寶之書登遠久長久都多波理由加牟是
能六巻之此解說書

享和三年三月

大神安守

續紀歷朝詔詞解一巻

本居宣長解

まづ詔とはいふ事ぞ
世ゆきかはる宣命ハ世をかさねて古へ乃詔勅ゆゑ上代の詔勅ハ此ゆ
ゑ〳〵に新たに事法をもうけ給ふ故ゆゑ〳〵なりてハ詔
勅も漢文のを用ひ〳〵て多くかなりて後の世ふるにしたがひてハ片
かなの漢文なる方に詔書勅書とハいひ〳〵ゆゑに皇國言乃
をゞ〳〵て宣命ぞいひなゝへる西宮記ふ詔書事改元改錢并
赦令等類也臨時大事為詔尋常小事為勅勅書事攝政関
白賜隨身皇子賜源氏姓内親王准三宮宛封戸等類可尋
註宣命事神社山陵告文立后太子任大臣節會任僧綱天

台座主及喪家告文等類也奏覧儀同詔書〻〻〻

もつのきめ、やゝ近きほどの事くのハ、多く偽りてぞ立べきをみな弃て
載きゝ給ぎ、あゝぐゝふ消亡て、学ぶのゝゝびなりぬるハいとゝくわゝ
らゝくゝちをゝくゝうゝ絶ゝきわぶるむ有事る、宣長書紀を修
ゝぶ、かの上代のかゝざるを造伝のもちゝくゝうふきたふ法なれども、古伝
のまことゝ乃詔詞のつゝ志ぬゝき欺きぞ、しゑへゝくゝを作る、物るを續紀
ゝハこゝをまてゝ伝ゝて、伝ゝくゝけをもちら載きゝとゝゆゝハいとゝも、
をゝゝゝゝゝゝゝふゝふをたゝもゝゝ、あゝゝゝ奈良朝よりのゝゝの、
古ゝ法文詞乃、学ぶつゝゝるハ、延喜式ゝの事る、古ゝ法物るき
祝詞ゝ、此續紀の詔詞ゝのゝてゝを作ゝゝを作ゝてハのゝゝを、
物るふこの続紀の伝詞ゝいへゝゝ、ゝ続ゝ乃ハ漢文ゝ法まゝゝ、又詞のゝ
ふゝもゝのゝゝゝ、意ゝへふ漢ゝゝゝゝとあゝゝゝゝ、ゝゝいゝとゝのゝねゝぎな
ゝゝゝゝ、かゝゝ皇國ゝの伝詞ふゝゝゝと漢ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ推古

天皇孝德天皇天智天皇ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゆゑなどもとにしたがふ例なき事なれ。されどもはじめは
ざゑのことばいふ〳〵乃宣命書にて。をべて〳〵漢文ぶりなれ。むかしの見
ぶり〳〵なる。いと拙き物なれどかりきふるゝこゝろもいとかしがましかるべ
ふぞとぶふふまじげなべて詔勅を作るハ内記の職なれ。職員令ハ大内
記二人。掌造詔勅。凡御所記録事。中内記二人。掌同大内記。
少内記二人。掌同中内記と。貞観儀式。譲國儀ハ大臣
召内記。令作譲位宣命。訖先以草案就内侍奏覧。若有可損益者。拠勅
處分返賜。大臣復本所。令書黄紙。挟於書杖。祗候。まゝ延喜内
記式ハ。凡神社山陵宣命。大臣奉勅。命内記作之。内記作ハ
進大臣。大臣給使。おどろ〳〵しくなるがめり。はて内記ハ学ばるゝ人を任
ぜ〳〵ぶるゝ。後世までも絶ふて。職原抄ハも。儒門之中。堪文筆
者任之。草詔勅宣命也。とあるがごとく。絶るハ苦ハ。をべて学問といへ

ば。こゝ漢学のことゝして。皇朝の古へ。ふるゆゑ。ハかりしらバ。物
ゝ。人といふも。こゝ漢籍のをぢゝをよく知るのことゝあり。皇
國の古へ。をぢゝうゝ昧しかり。年月ふへゝ。古云古とハ漸
ふらせゆきつゝ。ふこゝ成ゝ。ゝるゝ。そハ書紀の私記の説
ども。稚〳〵しきをゝ。弘仁ごろ。やゝ。紀
ゝ。ものゝ人。ハおゝ。かべ。ゝ。
宣命。詞のやう〳〵ふ拙く。漢ゝ。ハ必しも作
者の漢ざゝ成ぬ。ものゝふもゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。止事。
○いふ〳〵へゝ。片假字平假字。
假乃ゝ。ふ。ハ。物。
みふ。漢文。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

又祝詞宣命も古俗のまゝかき書て一もじとゝのへざるてふをハの俗
字をまぜかき細出かゝるゝ是を号宣命書といひてそもゝ古事の
こゝハ漢文かハるまで殆語のまゝかきるゝ歌ハたゝかふゝいを
ぞ祝詞も亦かゝし宣命と百官天下公民かゝ宣聞しめる始
ゝ所也ハ神又人の笑て心かゝ感て感ゝべゝ詞かゝ文をかゝて
美麗く作るものかゝして一もじと傳ゝ傳へてハるべゝざるがあゝ
尋常なる事ハ乃ゝ漢文ゝかるかゝ出かゝるゝバ心かゝきバ宣命ゝい
ぬものゝ笑人の心ゝ深感て感ゝべゝ作るゝ物なるバその文詞の作
ゝ様ハゝかゝるもいとぞこゝるゝ傳へ挙体事をまゝ右ハいかゝ主
く厳かゝせゝるとて生法西ゝ〳〵ゝかゝひゝと有ゝ〳〵ゝかゝ
三代実録ゝ貞観九年正月十七日二品仲野親王薨親王
者桓武天皇之第十二皇子也云〳〵幼辨慧性寛裕云〳〵親

王能用奏壽宣命之道音儀詞語足為模範當時王公罕識
其儀勅参議藤原朝臣基経大江朝臣音人等就親王六條
亭受習其音詞曲折焉故致仕左大臣藤原朝臣緒嗣授此
義於親王親王襲持不失師法焉と〳〵ゝかゝいゝ〳〵ゝかゝやゝ
かゝ〳〵ゝかゝ〳〵ゝかゝ〳〵ゝか

も。おのゝ感けおもふておもはゞ。祝詞宣命はしるゞひき。詔の文を主とすべき和ざし。神代紀天石屋戸段に。天児屋命云〻。而廣厚称辞。祈啓焉于時。日神聞之。曰頃者人雖多詣。未有若此言之麗美者也。乃細開磐戸而窺之。とつゞけて。神も殊ふ言祝のうるはしきに感ぜられるべし。近き世のあしき人はのゞしく空理をのゝ説て。言祝をおろかざるに思ふは。偽乃漢意ふして。古はさにあらぬべし。

○宣命の儀式は。貞観儀式の條〻に。多くしるす中に。大嘗祭已日は。宣命文進大臣。大臣執奏之。訖大臣喚堪宣命参議以上一人。授宣命文。受即復本座云〻。皇太子立座東西面。次親王以下。共降之立。宣命大夫下殿。進就版宣制。其詞云〻。諸聞食止宣。皇太子先称唯。次親王以下共称唯。皇太子先再拝。次親王以下共再拝。更宣云〻。衆聞食止宣。皇太子先称唯。次親王以下称唯。訖皇太子先再拝。次親王以下亦再拝。宣命大夫復本座。親王以下亦復本座。とある。何ときのをりは宣命乃儀も。大ようかくはぶけるもあり。宣命大夫といふは。宣命文を読人なり。宣命使ともいふ。上は堪宣命参議以上一人とつゞけ。就版とは。宣命版にかゝて設置ふるを称ふ。宣制とは。制は即命なれども宣命といふゝ。宣命版をはぶきぶる。宣命きて。こゝ〻ゝ事の儀式を。ゆゝしくいひもゝへるなり。其中は事をば宣制といひて。事ばゝ和らぐし。

○内記式ゆいゝ。凡宣命文者。皆以黄紙書之。但奉伊勢大神宮文。以縹紙書。賀茂社。以紅紙書。

○今此解は。續紀より出る詔書はゝぶり。挙て。その詞を解ゝり。はぶきゝ。第一位第二位とやうに標をは。もとより定まるゝ

ゑるかをのづから。今しゐ私ゐ。假ふきをて定ゑしるし。紙定めきうき
しるる所ゐ。解の中ふ。をでゝ化詔を引出。その〳〵びあふ。其年乃
某月日の某位と出出ハ言多く煩ゐるバ。云少ねふものをそと
ゑ。又此解をゑむ人乃かをこれ印ゆ。会をふゐ。便よかゝむゝめし。
○今此書に挙ゐる本文ゐ。学に到ゐる印本ねふ。字本ぐもを
ゐ。三つ四つよみ合をし。中ふよゝとおびゆるを。えをとゐて。もゝ一つさ
てゐの本ぐもねよれあゝきをハ。その所ゝ乃解ふおとゐまゐ。
○解の中ふ。書ねゐをつぎぐゝて。引る文ゐ。続紀ゐ。又ゐ紀とのを
いふも。続紀ゐ。
○をべて多ゐゝ。ねふ書に。宣命文をゐるやうてふをを乃假字
を。細ふして。添ゐる。ゐ例。ゐゝハ定ゐるめゝふて。ゐゐへバ勅久波
とゐるがぬゐき。波久ハ活ゝ辞ゐるが為て。添ゐゐ。いづゐの何もかゝの

ぬゐゝ。紙きぐもまゝ。勅久とやうふ。波字ハ省きて。出げるゝゐぐひも
考ねゐゝし。必ず同じさゐふ定ゐるてハゐゐ。又細書ふをべき所。大書ふ
ゝ。ゐゐ此をべきを。細書ふゝゐるとぐひゐをゝ。かをゝ。細ゐ乃假字
を添べきをゐゐ。省きて添ぎるもおゐゝ。をべてかゐ添ぐひ。もゝよ
て紙るもをべゝ。又後て写をゐて。髮ゐるも多べゝ。らぎゝ。ゐゝかゝ
ぎる出ける。ゐゐ。おゐる所。宣長今こゐ後を書に。大書細書ねをぬゐ
の例をバ正ゝゝ定めて。拙をむゝをれども。彩ゐゐゝくこゐゐふハ定
ゑかゝゐゝ。とあゐ。ゐをゝ又ゐゐるふかねゐゝふて。ゐゐをハ。ゐのよ
てふみぐゐ。ゐるゝねゐ多ゐ。今ハ此大ゐ細ゐをかゐハ。ゐにゐゝゐ
ぬ。大ゐゝふゐ例をゐぐゐて。ゐねゝつ。
○いづをの。ゐゐ。おの〳〵其を作ゐる人の。心〳〵おゞ〳〵くて。文字づゐ
ひゐどかをゐるてをゐ。ゐゐへで仕奉を。供奉或ハ奉侍とのを書き。所

念(ケス)をみな所思。大命(オホミコト)を。新御命なども書るとゞひし。假字も始めて。堂
うりて定られることハなり。ふゝみなを用ひる。なほ多。又多仁を用
ひることもあり。でふ皆豆を書るもあり。又多ハ天を書るもあるゝゞひし。
こゝをゝおのゝ。假者ハ仁ゝみぞを書む。又まれふをつゞふハをゝ
用ひね。をづしきを。ハ用ひることもあり。又假字乃清濁を。多て
用ひることもあるもあり。また自字夫字ハどを。多く清書ふも
用ひることゞひ。ふを書げることを多く。又をゝて細書の假字ハ。今ハ本。含く
もゝハもゝとおゞゝねゝを。豆と天。ふと仁をゞゝ。此本と彼本
と。異(コト)ハることを多くを。ハんをバ。中ふハ後をつぎゝ。字をるゝふ。伝ん
もゝゝ。ふとゞへゝるゝゞひもあるふやあらむ。

第一詔

一の巻ハ始めり。天之真宗豐祖父天皇。文武天皇云ミ。高天原
廣野姫天皇十一年。立(テ)為皇太子(ト)。八月甲子朔。受(テ)禪即(レ)位。
庚辰詔曰。とあり。持統天皇紀ふハ。八月乙丑朔。天皇定(メテ)策(ヲ)
禁中(ニ)。禪(ニ)天皇位(ヲ)於皇太子(ニ)。とあり。八月朔の。乙丑と甲子とゝ。ゝ
ひゝるハ。七月を大とゝ。ふとゝ。ゝるゝ。曆法の異ハり。ゝるも
あるゝ。庚辰ハ十七日ハり。

現御神(アキツミカミト)止(オホヤシマクニシロシメススメラガオホミコトラ)大八嶋國所知天皇大命(ノリタマフオホミコトヲ)良麻止(ウコナハレルミコ)
詔大命(シタノオホミメカラモロクキコシメサヘト)乎集侍皇子等王臣百官人等天
下公民諸聞食(タチカホキミタチオミタチモノツカサノヒトタチアメノ)止詔。高天原(ノハラニコトハジメテトホ)尓事始而遠

天皇祖御世中今至麻豆天皇御子之阿
禮坐牟彌繼繼爾大八嶋國將知次止天
都神乃御子隨母天坐神之依之奉之隨
聞看來此天津日嗣高御座之業止現御
神止大八嶋國所知倭根子天皇命授賜
比負賜布貴支高支廣支厚支大命乎受
賜利恐坐豆此乃食國天下乎調賜比平

賜比天下乃公民乎惠賜比撫賜牟止母隨
神所思行佐久止詔天皇大命乎諸聞食止
詔。是以百官人等四方食國乎治奉止任
賜幣留國國宰等爾至麻豆天皇朝庭敷賜
行賜幣留國法乎過犯事無久明支淨支直
支誠之心以而御稱稱而緩怠事無久弊
結而仕奉止詔大命乎諸聞食止詔。故

如此之狀乎聞食悟而歎將仕奉人者其仕奉牟礼良狀隨品品讃賜上賜治將賜物曾止詔天皇大命乎諸聞食止詔。

現御神止ハ阿伎都美加微登と訓べし。此訓のる。出雲國造神壽後釋ふいへる明御神明津神あぐる也。止ハ不足いそもが。ぎと。貴五位よハ現御神止坐而ると。皇止坐父止坐あぐる。皇ゐて坐父ゐて坐し此云ハ天皇ハ号ゐ現と坐ます神ゐて天の下治ると。景行紀雄畧紀ゐ現人神とゐる也。ぎと。又号ゐ遠神吾大王と。中し。又天皇のけらへ乃事ゐる神ぎと。

○詔詞解一

とゐる也。神ゐてまと。ゐといふ言也。そもく後云ふ多ゐて。天皇ゐ畏也とゐる者也。出雲と。ゐ人乃ん。ゐ言ふうつ。ゐて。現ゐ神ゐまと。ゐ言ゐる。ゐ。ゐ。ゐ

し。師ハ詔らまふて。詔むとふことをいふれることを。知つ。大命の
ら是と詔ふとハ。ひとへに。ぬうへふ。詔吉良麻をもと多く書き
ふれそ。のまとハ訓ぐ。ふたをや。○集侍のう。大被河後紀ふ云ふ。
○皇子等云ふ。此ふもかの後紀ふ親王佐伯百友人等と
ある所ふいつり。皇子等ハ親王とふるを同じ。王臣ハ佐王佐臣とある
と同じ。ふべてかくふ。ふ。ふ。

ぞ。そハそのこゝろ〳〵。人ハ強まるゝ。但〳〵みづからゝ。ゝ。
といふたゝの伊わとバこゝろものゝ。そゝいふまれ。
ゝるゝ。ゝ。訓てゝ。そハみゞゝ宣し。決て云ゝの伝ふゝ。
ぞ。異い。ゝ。ゝゝ。ゝゝ。ゝ

もゆること多かれ天皇とのみこと出る処多きし。さて上巻に第三段
五段ナニ段ぐの始ふよれば。こゝふも此下ふ始而とゝるべしゞ脱るうらも忘
へゞ。こゝハ上ふ事始而とゝ言ばゝ。ねてハいふまじく。こゝハ御世御世
とまべきゝ。後ゝ。ゝ言ば御世一つ脱る好べし。○中今ゝハ今を
いふし。後ゝ。ゝ言ハ當時のゝ。隆ゝ。ゝ後の。ゝ好どいふゝ。ゝ
ゝ言ふ。ゝ。ゝ。ゝ

リ。所今ハ一本ニ伝ヘタルト毋ク第九伝十三第四伝ニ云フ隨神毋
ト有ルオヽ〳〵孫〳〵ニ義ヒ第二ニ皇子隨任賜者云ク。○天坐
神ハ他ノ伝ニ天坐神國坐神ヲ云ヒ。居〳〵ハ諸祝
紀ニ云フ天ニ神留坐ス〳〵ト云フ天神ヲ。也〳〵ハ天照大神ヲ
也豊葦巣日神ヲ〳〵テ中セル。ヒ〳〵ニ天神ト云ヒ〳〵テ天坐ト云ヘル
ヲ。上ノ天都神ト同ジ意ニ。ヒ〳〵ニ云フ〳〵ヘ〳〵ヤセル。○依之
奉之隨ハ古事紀ニ天照大御神之命以豊葦原之千秋長
五百秋之水穂國者我御子正勝吾勝勝速日天忍穂耳
命之所知國言因賜而天降也云ヒ。ニ天照大御神高木神
命以詔太子正勝吾勝勝速日天忍穂耳命云ヒ。是以隨白
之科詔日子番能迩〻藝命此葦原水穂國者汝所知國
言依賜故隨命以可天降ト云フモ。注書紀神代下ニ也

ヒ。隨ヒ〳〵ハ麻ニ尓麻ト訓ツ。尓字ヲ用ヒタルヒ。俗ニ云フ麻ニ
麻〳〵ヒ〳〵ヒ又ヒ〳〵訓ベシ。○聞看来。此三字ハ諸
本ニ脱ス。十四伝ニ高天原神積坐皇親神魯伎神魯
美命以吾孫乃命乃將知食國天下止言依奉乃隨遠皇
祖御世始而天皇御〻世〻聞看来食國天日嗣高御座
乃業止奈云ク。廿三詔ニ云ク止事依奉乃任遠皇祖御世
始ヒ天皇御〻世〻聞看来食國高御座乃業止奈云ク。
ヒ〳〵ヒ。例ニヒ〳〵テ今補ツ。ヒ〳〵ヒ此伝ヒ〳〵ヒ。ヒ〳〵ヒ。ヒ〳〵ヒ上ノ中今
尓至麻ヒ〳〵ヒ。ヒ〳〵ヒ。ヒ〳〵ヒ。

ようにもて言れ座とハ中ほどに坐して天下を治めさせ給ふ御業なり大殿祭詞ふ高天原ニ
坐まして天下を治めさせ給ふ御業なり大殿祭詞ふ高天原ニ
神留坐須皇親神魯企神魯美之命以ヲ皇御孫之命乎
天津高御座ニ坐ヲ天津金乃叙鏡乎捧持賜テ言壽宣
志久皇我宇都御子皇御孫之命此乃天津高御座ニ坐ヲ
天津日嗣乎萬千秋乃長秋ニ大八洲豊葦原瑞穂之國
乎安國ニ平氣所知食言寄奉賜ヒシ上乃高天原ニ
事始而ふるとそまでの文事のつゞきの詞まぎらはしかれども
くせぞハんなるべきむ文の條理をこゝろかゝるべして看べし高天
原ニ事始而天皇御子之阿礼坐テ弥継ぎニ大八嶋國
將知次ニ天坐神之依之奉之随遠天皇祖御世中今至
麻ヲ天都神乃御子随母聞看来ふるふるふるふ○現御神

止云ふ天皇命ハもろハ拙統天皇をはしてヤ給ふし倭根子ふ中
を伝給のふ古事記伝ハ一の巻ふいつ伝ふ天皇の巻ふ伝号
ふり天皇ふ命字ふ添て書体例古事紀又ハ書ふ造神紀ふ
ふもふ○授賜ヒふ持統天皇ふ今文武天皇ふ授給ふ此ふ
れ座のれ業ハふる天系ふ事始てふ伝業ぞふして授ふふふ文
のつゞき○負賜布ハ負ヒ授給ふ考ふ作せふふ
もふふふ負授給ふふふ伝ふふふ傳ふふふ勅
比於保世給布ふふ○貴支高支廣支厚支印ふふハ廣支
の二字脱ふ他のかぞもみな此二字ふ有ふ太上天皇厚支廣
支德乎蒙而高支貴支行ヒふ依而五十一伝ふ公民之上乎母
廣厚慈而まふ仕奉志事廣美厚美なぐふ有又明支淨支
直支誠之心以而ヨモチテ

給いつる宣命の体乃文ふりて、さる事ハ孫もしらぬふるき古へ文なり、
かゝる格、従朔又ゆゑ、さを〳〵又ゆゑ、さてかく言ハ重ねる例、後ゆゑれ
ど、統の一つを支といひて上ゆゑ、ゆゑ久といひてつゞくるをかくみる支ゆゑ云ヒ
て、さゆゑハ古へ格にもさて又支字ハ、ものゆゑふきの假字ふ用ひゆゑハ、
伎字ハ偏を省きゆゑ、古へハ偏を省けて書る例なきゆゑ、古事紀伝ゆゑ委
くいつる。○受賜利ハ、持統天皇ハ授ひ負せ給ふ大令ハ文武天皇
の受被賜ゆふ心なふ人のいふを聞ゆゑハ、きゆゑ聞ゆゑいつるもゆゑ
此字ハ受ゆゑ、ゆゑ又聽ゆゑふも物ゆゑて、ゆゑ又如を諾ふを
聽ゆゑいつるもゆゑ。○恐坐ハ、ゆゑハ字ハ、ゆゑ恐畏ゆゑ、ゆゑを
ゆゑ即兼諾ふゆゑふ物ゆゑて、弟紫ふ多く天皇ハ令畏ゆゑいひ古
事記ふ須佐ゆゑ男命の梯名田比賣を吾ふ奉もやゆゑ、ゆゑ出ゆゑ、
足名椎乃恐奉もゆゑいつる物ゆゑ、ゆゑふ畏ゆゑいつるれゆゑ、

ゆゑて天皇ハ、ゆゑ自のゆゑを、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ坐ゆゑいつるゆゑふ
ゆゑ、此ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ。○食國ハ、古事紀ふ夜食國ゆゑいつる延ふ訓
食云表須ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ假字ゆゑハ、ナ七ふ須賣呂伎能乎須
久尓奈礼婆、ゆゑ〳〵於保伎美乃美許登可之古美乎須久
尓能許芽登里毛知豆十八ふ須賣呂伎能可未能美許
登能伎己之乎須久尓能麻保良尓ゆゑ、ゆゑ、ゆゑ國
ゆゑいつるゆゑ。ゆゑて食國天下ゆゑつゞきゆゑ、ゆゑ、ゆゑ、

右男牡鹿之妻整登鳴音之十九り物乃布能八十友之
雄乎撫賜等〻能倍賜ふ安佐奈藝尓可故等登能倍
をとえゆゝふ〻ふ〻ふ合せて云ふ此云ハよろふ〻を為る者を呼ぶ也
みづ〻しく治むるを云ふ乎中ふ呼ぶを方伎主といふと乱を治む
方伎むゝ〻といふるの事なり○平賜比第九段ふも天下平
治賜比平賜比を云ふ必ずしも不服者ふ討平ぐるを云ふ
ぜ平らふを云ふ○恵賜比ハ第十三段ふ天下遠撫恵備賜
といふふ也て賣具備と訓つ凡て備ふも美ふも通ふ云ふ多
し○撫賜牟止奈毋をべて撫るハ愛を懼むを云ふ必ずしも
撫ずとも愛を懼むを加へいふ万葉ふ天皇朕宇頭乃御
手以搔撫曽祢宜賜打撫曽祢宜賜ふなどを云ふ奈毋ハ後
の文ふ母を云ふ辞ふ母を云ふ

万葉ふ假名ふ可武奈何良と有此云ふ語の伝ふ多〻有下ふ母を
添て云ふ事も有り天皇ハ現御神と中て坐ふ神ふ〻ふ〻と
云て義紫ふ多ふ〻と多〻天皇ハ現御神と中て坐ふ神ふ〻
中ふ〻ふ神ふて坐ふを中ふ神ふ〻ふ〻ふ○所思行佐久止於母
本志賣佐久止と訓行字を出ハ於母本志於許那波須
といふるより出て字ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ
の賣須ふも通ふて也ふ云ふ要ふハ古事記伝廿七ふ見ふ者行
の解ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ
迦ふ云ふ○諸ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ
字ふも宣ふ此亦又一段ふ有り○四方食國乎云〻宰等ふ至麻豆
ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ
といふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ〻ふ

罷らせ給ふよりし、さもバ任をまけ〳〵例を系かれ官ふ限るこゝも、
京夫の任ち、矣〳〵又ゝゝ〳〵ゝ〳〵例べ〳〵宰ハ、守介掾目ゝゝを總いふ、
られを美許登母知といふゝ命持ふて天皇ゝ大倉ゝ史賜ゝ負ゝて、
ゝ國の政を中ゝゝゝゝゝ名し、ゝてゝゝゝ文、此宰を百官人の内ふて上を
大ゝゝゝ下ゝゝゝゝ宰ふゝゝゝゝのゝゝし國目ハゝの一國の民を治むる官
ふて、ゝの任ゝ記ふゝて、ゝをゝゝて拳らゝ〳〵べし孝德紀ゝ、大
化元年八月、同二年三月ゝゝど、百官ゝゝ中ふ、ゝふ國目ゝゝゝゝゝふて、
ゝゝ〳〵ゝゝゝゝれゝゝゝゝゝゝゝゝ〳〵べ〳〵、○天皇朝庭ゝ、須賣
良我美加度と訓べ〳〵、大祓詞ふ、天皇我朝廷、鎮御魂齋戸
祭、祝詞ふ、皇良我朝廷、ゝゝゝゝゝゝゝゝ

らハ必弥と訓べき処に弊字ハ人をそしりむるおそれみだりうそをむさぼ
りあるぶれば左ハ向て迎ひ逆ひ自他をおもひて
て考ひ考ひ考ひ

事記傳寧天皇條多ふ意冨岐美能美古能志婆加岐夜布士麻理斯麻理毋登本斯とつゞも大君のほめ柴垣八節結く廻し結堅をめぐらしつゝふし夜布八重ふ結つるしるふの菅薦の十帛と同じ万葉十二ふ玉勝間嶋熊山玉勝間安倍嶋山といつるも共ふ多勝百八嶋ふかもる枕ふて筋の目を堅く結つるよりはたぎかち

○故 ホ 故も古文ふあるふ多くまてみる加礼と訓てからゆゑふと云る例も多りとぶらくはホ字八後人の妄はつらふ也加へるふや削去てよ給し○如此之狀八加久乃佐麻と訓べし結ひてハ之てふ云いぐ多るやうなるもぐる法ふかくはぐくつゝふる之の格同じ多り

廿七伝ふ八加久 能狀と書るもふ十九伝ふ如此時とつゞるもかくの如と訓べくふなる伝ふ十ふ伝ふ此之狀とわるもかくのと訓べし○歎も此字の注ふ志純一也〻〻忠誠也〻もいへもバまゝふと訓べくおもゝる

もぐも五十一伝ふ歎 美明 美くつるハ美字つゞもバさハ訓ぐ〻〻ふ伊蘇志久〻訓ぐ〻弁七伝ふ其人乃 宇武何志伎事歎事乎遂不得忘〻つるく十三伝ふ伊蘇之 美宇牟賀斯 美忘不給止 自〻あるゝを合て訓べき〻ふ知べし五十二伝ふ累世而仕奉麻佐部事乎 流 奈加多毋自氣奈美伊蘇志美思坐須ゝも有伊蘇志ハ考ふる勤字を書て古書ふ多き言心伊蘇ハ伊佐乎の切ゆるゆゑ〻ハ〻ゝ〻〻〻

げ即治賜あるべし。後乃文りかく文孫いつるし。第四位ふ冠位上可賜
人〻治賜あるべしとそ。さて將字ハ讃字ゟ上ふ書るべし。

第二詔

三ゟ巻ふ慶雲四年夏四月壬午。詔曰。とゝ。藤原不比等給
ふ食封を賜ふ詔なり。

スメラガオホミコトヲヘトノリタマハク　ミヤレフヂハラノアソミノツカヘマツルサマハ
天皇詔旨勅久　汝藤原朝臣乃　仕奉狀者

イマノミアラズカケマクモカシコキスメラガミヨミヨツカヘ
今乃　尓　未　不在掛　母　畏　支　天皇御世御世仕

マツリテイマモマタアガマヘツギミトシテアカキキヨキコヽロヲモチテアレ
奉而今　母　又朕卿　止　爲而以明浄心而朕

ヲタスケマツリツカヘマツルコトノイカレキイトホシキコトヲオモホシマス
乎　助奉仕奉事乃　重　支　勞　支　事　乎　所念坐

ミコヽロマスニヨリテタチマチヤミタマヘ
御意坐　尓　依而多利麻比豆夜夜彌賜閇婆

イミシヌフコトニニルコトヲイカニツネイトホシミオモホシマサ
忌忍事　尓　似事　乎　志　奈　母　常勞　弥　重　弥　所念坐

クイリタラマタナニハノオホミヤニアクシタシロシメシカケマクモカシコキスメラミコト
久　宣又難波大宮御宇掛　母　畏　支　天皇命

ノミヤノチヽフヂハラノオホオミノツカヘマツラヘサマヲタケウチノスク
乃　汝父藤原大臣乃　仕奉　賈流　狀　乎　建内宿

ネノミコトノツカヘマツラヘコトヲヲヤビコトノリタマヒテフサメタマヒメグミ
禰命乃　仕奉　賈流　事　止　同事　叙　勅而治賜慈

タマヘコヲモテノリノフミニノセタルアトヲトレテノリノマニマニ
賜　賈　利　是以令文所載　流　跡　止　爲而隨令

長遠久始今而次次被賜將往物叙止食封
五千戸賜久止勅命聞宣

天皇詔旨勅久ゝ旨ゝ下ふ。第一位のめく。良麻止とふ名を居て。スメラガオホミコトラヽトノリタヽハクと例べ。ものべてかやうにいつと定まれるあとハかくもじ数多く省きて。ものもの。ものもの。ものもの

日四年正月従二位慶雲五年正月正二位とゝ。○卿ハ麻閑都
岐美と訓べし。累行紀ふ魔幣菟者弥とある也。天皇の法
前ふ侍ふ君といふこと。書紀ふ卿又群卿あゞとゝチギミ又ハウチギ
ミ等ど訓。和名抄ふも大臣を於保伊万宇智岐美とあるなどハみな
陪ふ顔ふ唱ふ。正しかゝゞ。○重支を伊加志伎と訓べし。書
紀ふ皇極天皇の大ハ名の重日を此云二伊柯之比一と舒明紀ふ
嚴弟此云二伊箇之保一虚と祝詞等ふ茂桙伊賀志御世茂
御世と春日祭祝詞ふ王等卿等平久天皇我朝廷ふ伊
加志夜久波叡能如久仕奉利佐加叡志米賜平野祭祝
詞ふも伊夜高ふ伊夜廣ふ伊賀志夜具波江如久立栄
之米などあるに合て此云ふ知べし。重日嚴弟ハ言くた
ごそふして畏き言。茂佐号いとやくもえなどハ言く繁く栄え

て大きなる言。いとやくもえハ師の茂阪本栄ふて樹のいやゞうへふ
ゞ言ふ栄ふ茂ふいとやくもえなるなめし。又俗言ふ拙の大きなるをいとと云
多なるに。いとやくもえとといふなどみな此例なて言ふへ
ふ。ちなびこなども重支も。やもあくなるく言く大きなる言ふ。○勞支を
ハ七伝ふ愧自弥伊等保自弥念須と云ふ伝て伊登保志伎し訓
べし。此言ハいとなくいとなるなどに云ふて本ハみゞくなる事ふ勞苦む
をいふ言。又他より物ふ事ふ勞なる物ふ言ふ。ゆゑにかくこ
といふ言なれども。直ふ其人の事ふいひ又他より物ふ物ひてかくこ言ふ物ふ
ゞゞくかくてこれも重支勞支ハ皆ふ人を立ふ伝ふ言ふ。ちな
三伝ふ天下政乎聞看事者勞支重幸事ふ在家利とあるなり。
俗言ふ苦労なる事。大義なる事とふ言ふ。物ふ言ふ此云。他の伝ふもの
とある多くハ他の人を御思ふをいへ言ばこゝも此大伝ふ人を天皇の御思

ろかとうとまべし。五十二位ふ朕臣乃仕奉状母労美重美とあ
ふもこれと同じこゝろ俗ふ人の労を謝て骨折れたる義に苦労と云ふ
南子に大義好事苦労好事とあり〳〵先王より心を尊ぶ者に位を与へ
天地之心乎労美重美畏坐とあるハ天地のいとふあゝ〳〵
て心を労苦を給ひ畏こ坐して居るといふ言ふ病ある
ほどをいふ。みづから苦むる方にて苦労ふ意乃何身志伊多波斯
計礼婆といふ歌に又人の文を他方へ送れ是をいふ又地位書ほど
ふいろ〳〵といふハ人の労苦むを。ひとしく。俗ふ葉〳〵ふをい
ひ。気ノドク毒なといふふ多く用ひる。五十八位ふ労欠奈思麻志曽と有
ふ。ものこゝろ。万葉十三ふ誰心労跡鴨直渡異六。まこと誰之言矣
労鴨云く十九ふ大夫之語労美父母ニ啓別而あゞ行るも同
じ。又俗ふいろ〳〵といふも此ふの詞ふるゆ。あれむを悲むといふ

おゞく。先ものるふ同じ。〇多利麻比豆夜〻弥賜用婆。此所俱
字ふるゆ。てんおゞくに俗て試ふいるゞ。多利麻比ふ利字ハ美ふ
れゞ知の誤ふて。立廻ふるべし。伊勢物語ふ晩日乃ふ雲ふ
ひかるゆ。立まわりも此大ふをいふ也。ふ夜ふ褒賞
ぶやと位ふを給て立まわりうかゞひふよし。夜〻弥ハ漸看う
て速ふ考へ出をゞして。事ふ考へうかゞひ看つやもうひふよ
し。俗ふ。速ふ。ふ世ゞて。ふ狂ふ。ふ見合ふといふ
ふ。三代実録四十六。元慶八年六月乃詔ふ。太政大臣藤
原朝臣先御世くく与利天下乎済助介朝政乎總攝奉仕
礼利云〻朕将議其賞大臣素懐謙挹心必固辞退天政
事若壅滞世充加止也〻美思保之天云〻とある。印本ハ也〻美
三字ハ脱ちる。今ハ古き写本ふ伝て。件の詔。ふべての弘もうち

詔と金同じくすし。考合せて、こゝに佐のことばもたるべし。又あら百年バ
ゝとまたの書ふやゝ足ふるまゝ好くとゝふゝゝみしやゝふあぐるハ漸
看敢間を無ふて、そもゝ件のことと合ず。又異ふ源氏物語なぐ。
やゝ佐しとふゝるも、代やゝとゝ日ゝの活用とゝ為ふ。そ後ハ人や
まゝれとゝ佐しゝるまゝふゝとゝゝそゝを、御ばらゝをおぐ
しゝ紀づゝひて、佐んをやまゝ先ふゝふもやゝるむ。三代実録
ふ也ゝ美思ゝしゝゝきゝゝ異べ。代方やまゝゝゝゝむゝる何
ふしゝも、べて佐きハ日じゝとし。ちて上件のめゝゝ人ゝ佐ふ何とかや
言ゝゝ為こゝちまれども、一至行紙て足ばゝ為ゝしかゝ紙ゝゝ為
何も古書ふ何あるゝし。行紙とハいふもして狂褒賞むとおゝして、立
まゝゝてうかぐひゝふし。紙きぐと速ふハ紙えゝ佐ゝ。やゝ紙へ。のゝ紙
多ゝ。その紙きぐとゝふゝ異きて、行紙るし。○忌忍事ふ似事乎志

奈
毋。こゝもしんぢぐゝ。佐字ハどもるやゝちどゝ姑く上の考へふ紙て例乃
佐ていぐ。忌忍事とハ行るふれゝゝせるはしゝふるゝちわふ紙し
てハ、宣しかゝぬゝしつふゝわて。忌怪ゝて、さとえせゝ。忍ひて黙止居ふを
つふし。ゝて今此太長を褒賞まゝしゝハ、ゝくゝゝあぐゝえせゝと事のさ
まゝゝかぐひゝ。今まで狂縁ひおゝ佐ゝをがの宣しかゝふゝ佐る
事ゝ。忌怪ゝて、思ひるゝふ似ゝゝむゝゝいゝゝゝぐゝゝゝおぐゝゝゝいゝゝし。
乎志の志ハ助詞し。○常ハ常ふし。ふとしゝゝざるハ古ゝし。○宣ハ詔ゝり。
○又ハ又一つふゝし。○難波大宮云ゝゝ。孝徳天皇し。難波の長柄の
豊崎の宮ゝゝふ。ふ後坐ゝき。○御宇ハ当代のゝるふゝ代ゝゝ。天の下
ゝゝゝ。ゝゝ。ゝ。ゝ。

奉賈流・賈ハ決〳〵語なまし・ゝ一賈字ガ〳〵バ・字の假字ガ〳〵べ乃ゝど・此
廻々字ま〳〵いふべき所ふ・ふ・ふ・

ものてハ此まぎらをもてぐ賜ふをと考ふ賜ふるいまを考ふがを考ふ。

○食封と孝徳紀天武紀持統紀ぐふへビトと訓ア皇極紀持統紀ぐふへビトと訓ア幣毘登ハ戸人なるを凡て封ハ賜幾戸や訓ア民戸を賜ふ考をそハ戸の内乃人の出を調庸ぬぐと賜ふ

と考ふ戸人を給ふとハ云ふ食ハ食禄のごぐ以て考ふ食封を給ふとハ上代の制ぬハ行ふぐ孝徳元年の詔より始まり書紀彼此考ふ大化二年正月甲子朔賀正礼畢即宣改新之詔曰其一曰罷昔在天皇等所立子代之民處々屯倉及別臣連伴造國造村首所有部曲之民處々田莊仍賜食封大夫以上各有差降之此時上代ものの制を改め始めて食封を賜ふるしかくて賦役令ハ凡封戸者皆以課戸充謂戸有中男一人以上者即為其封戸仕丁亦給其主也調庸全給其田租為二

分一分入官一分給主と凡ものの封戸とハ人ハ食封ハ給ふ民戸を給ふ全給とハ戸を賜ふ人ハ人を給ふ調庸ハ役のかものハ出を物人を給ふ考て民部省式ハ凡封戸ハ以正丁四人中男一人為一戸率租毎戸以四十束為限云々ハ現戸乃数をハかりそらぐ正丁中男又租稲の数を以て計アて幾戸と定めるものもの

こハや後の制ぬぐ行ものを考て親王一品より臣ハ改大臣以下従三位までハ考乃定まれる封戸の数ハ禄令ハ凡正位以下ハ食封を賜ふ限りなるぐ○五千戸ハ伊知幣と訓べ考ハ五十を伊

とハいひて五ハ伊都といへぐ今ハ五百ハ例ハ伝て訓アハ乃禄令に凡ものを定まれる食封ハ太政大臣三千戸左右大臣二千戸なるを

ものハ給ふ賞てかく五千戸を給ふ同令ハ凡令條之外若有

特封及增者並依別勅とゝのゝ也し。其此給ふ食封のゝ天平
十三年正月。故太政大臣藤原朝臣家。返上食封五千戸。
二千戸。依舊返賜其家。三千戸。施入諸國國分寺。以充造
丈六佛像之料。とゝ。天平神護元年四月。右大臣藤原
朝臣豊成等上表言。臣等曾祖大織冠内大臣。踏義懷忠。
許身奉國。皇朝藉其不世之勲。錫以無窮之賞。亂子正一
位太政大臣。確陳冊誠。抗表固辞。天朝即割賜二千戸。傳
及子孫云ゝ。伏願奉納先代所賜功封云ゝ。詔許之。
後紀ふ。弘仁六年六月。右大臣藤原朝臣園人等。上表乞
還先祖功封曰。臣等高祖大織冠内大臣鎌子云ゝ。錫封
一萬五千戸。亂子正一位太政大臣。堂構相兼。門風是存。
由茲慶雲四年。勅賜封五千戸。大臣固辞。天恩允諾。即減

定二千戸。傳及子孫。天平神護元年。従一位右大臣抗表
奉返宝亀元年。勅更還賜。大同三年。正三位守右大臣内
麻呂。又抗表奉返。未蒙允聽。臣等云ゝ。伏願奉納所傳功
封。ゝ以聞。不許。とゝ。件の神護元年の文。太政大臣の下り
脱文ゝ。後紀の方。ゝ。
○聞宣。聞の下ふ食字。
ゝ。
○此詔の下ふつぎて。辞而不受減三千戸賜二千戸。一千戸
傳于子孫。とゝ。
ゝ。
ゝ。
ゝ。
ゝ。

ゐるもこれ一千戸傳子子孫とゐるとあはせるがゆゑにこれハ遠
くふるゆゑに二千戸の内一千戸ふまれ傳へむるハ傳及といふべ
きなり又その伝ふ令文所載多流跡止為而云々ゐるを
ハ伝ぐるゆゑ功田八田令ふ凡功田大功世々不絶上功
傳三世云々ゆゑにそれぞれ食封ハ禄令ふ凡五位以上謂一品以下也以功食封者其身亡者大功減半傳三世上功云々下
功不傳ゆゑにゆゑに永々子孫ゐるふ伝ゐるハゆゑなり
ゆゑに禄令の伴の文の次ふ凡令條之外若有特封及増者並
依別勅といふハ此文を例とするなり又天智紀十年天武紀
十一年持統紀三年ハ皆ふ律令法令ハ事ゆゑハ大寶より
前のゆゑ令條ふゆゑにゆゑ考べし也とも後ふ
天平宝字二年八月藤原仲麻呂伝大保々世々流伝ふる詔

ふ更給功封三千戸功田一百町永為傳世之賜以表不
常之勲ゆゑ弘仁十一年正月詔ふ藤氏先祖云々是以
褒賞封戸歴代不絶總一萬五千戸云々なるゆゑ

第三詔

四の巻ゆゑ慶雲三年十一月豊祖父天皇不豫始有
禪位之志天皇謙讓固辞不受四年六月豊祖父天皇崩
庚寅天皇御東楼詔召八省卿及五衛督卒等告以依遺
詔攝万機之状秋七月壬子天皇即位於大極殿詔曰
あつと元明天皇ゆゑ即位のをりの詔

現神八洲御宇倭根子天皇詔旨勅命親

タチオホキミタチ オミタチモ、ノツカサノヒトタチ アメノシタノオホミタカラモロくキコシメサヘトノル
王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞宣
カケまくモカシコキ フヂハラノミヤニアメノシタシロシメシヤマトネコスメラミコトヒノトリノ
關母威岐藤原宮御宇倭根子天皇丁酉
ハツキニコノヨスクニアメノシタノワザヲヒナメシノミコノ
八月尓此食國天下之業乎日並知皇太
ミコトノムカヒメバラノミコイまアメノシタシロシメシツ
子之嫡子今御宇留天皇尓授賜而並坐
テコノアメノシタヲヲサメタまヒトノヘタまヒキコハカケまくモカシコ
而此天下乎治賜比諸賜岐是者關母威
キアフミノオホツノミヤニアメノシタシロシメシオホヤマトネコスメラミコトノアメ
岐近江大津宮御宇大倭根子天皇乃與
ツチトトモニナガクソキヒトトモニトホクカハるまジキツネノノリトタテたまフ
天地共長與日月共遠不改常典止立賜

ヒシキたまへノリヲウケたまハりまシテオコナヒたまフコトトモろく
比敷賜霸法乎受被賜坐而行賜事止衆
ウケたまハりテカシコミツカへまつりまスホミコトヲモろくキコシメサト
受被賜而恐美仕奉利豆羅詔命乎衆聞
ノルカクツカへまつりハヘルニコゾノシモツキニカシコキカロワガ
宣如是仕奉侍尓去年十一月尓威母我
オホキミアガコスメラミコトノリたまヒツラアレミツカラシクまスガユヱニイト
王朕子天皇乃詔豆羅朕御身勞坐故暇
まエテミヤまヒヲヌタまハムトスコノアまツヒツギノクラヰハ
間得而御病欲治此乃天豆日嗣之位者
オホミコトニまセオホまシくテヲサメタまフベシトユヅリたまフオホミコト
大命尓坐世大坐而治可賜止讓賜命
ウケたまハりまシテコたヘまヲシヲハたヘジドイナビ
受被賜坐而答曰久豆羅朕者不堪止辭

白而受不坐在間尓遍多久日重而讓賜
倍婆勞美威美今年六月十五日尓詔命者
受賜止白奈賀此重位尓繼坐事乎奈天
地心乎勞美重美畏坐左久詔命衆聞宣
故是以親王始而王臣百官人等乃浄明
心以而彌務尓彌結尓阿奈奈比奉輔佐
奉牟事尓依而志此食國天下之政事者

平長將在止奈所念坐又天地之共長遠
不改常典止立賜覇留食國法母傾事無久
動事无久渡將去止奈所念行左久詔命
衆聞宣遠皇祖御世乎始而天皇御世御
世天豆日嗣止高御座尓坐而此食國天
下乎撫賜比慈賜事者辭立不在人祖乃
意能賀弱兒乎養治事乃如久治賜比慈

タヽヒクル ワザト ナカムナガラ カモホシメス コヽヲモテヤヅヤ
賜來業止奈隨神所念行須是以先豆先
ツ アメノシタノカホミタカラノウヘラメグミタヽハクヒサタヽラ
豆天下公民之上乎慈賜久久
スメラガオホミコトヲモロ〳〵キコシメサヘトノル
天皇大命乎衆聞宣

漢文

賜止詔

八洲御宇。第四詔ふゝで。御宇。まゝ公式令第十詔ゑどふ。御大八洲ゑど
あゝハ古〳〵もおきをこゝハ宇。字いゝ。ゆゑ出ざゑし。さてもゞ先ようゆ。
聞宣まで。第一詔の神と。同じ語なゝ。字ハ畧きも易も志てもきゝ
ゝゞゝ。みゑ具ふ書ハ方ふなゝひて別べきし。○關毋。關字ハ。印を
おゞふハ。開ふ假もゝ。今ハ一本ふ信ゝ。決なゝも同じ。關字をもゝハ。
關係のゝゝ。万葉ふゝ。ハ缺卷毛ゝ。もれゞ。ゝゝ。闕の誤ゝ。

ゑへゞ。ゆゑハ。ゆゝ。ゑ。十ゆ。ゝ。ふ。開之宜朝妻之ゝ。ゆゝ。闕字も。
闕乃假ゝ。師ゝ。いゝ。れき。○藤原宮云ゝハ。持統天皇ゝ。○丁酉
も。持統天皇ゆ十一年ふ。即ち文武天皇ゆ元年ゝ。○日並知皇太子。
一本ふハ。知の上ふ。所字ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
古能美許登ゝ。訓ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
〳〵。伊母ハ持統天皇ふ坐。天武紀ふ。十年二月。立草壁皇子尊。
為皇太子。因以令攝万機。持統紀ふ。三年夏四月癸未朔
乙未。皇太子草壁皇子尊薨。ゝ。ゝ。日並知ハ。ゝ。諡ゝ。
万葉ふ。日並皇子尊殯宮之時。柿本朝臣人麻呂作長哥。
又。皇子尊宮舍人等。慟傷作哥。三首。ゝ。ゝ。天平宝字二
年八月。岡宮御宇天皇。ゝ。号。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

聰耳皇子命天武紀ニ高市皇子命万葉ニ日雙斯皇子命
此紀ニ日並知皇子尊ト書ルトアルトヲ以テ知ベシ○嫡子ノ訓拙ク
ヲ〻〻ボシ。総体紀ニヒツギノミコト訓ルモノヲ多クハ天皇ノ位ヲ
ウケツギ給フ皇子ヲ指シ訓ベキヨシナシ。況今新ニ
年加比賣婆良乃美古ト訓ツ正妃ヲムカヒメト訓ミ字義ニ嫡牟
加比女トアルモバシ。元ヲ嫡子トハ正妻ノ腹ノ子ノ中ニ今世ニ長子ヲイフ
トハ異シ。○今御宇豆曲天皇ハ文武天皇ニ此天皇ヲ日並知皇
子尊之第二子也母天命開別天皇之第四女平城宮御
宇日本根子天津御代豊國成姫天皇是也ト一ノ書ノ
ハ元明紀ノ始ニ也。適日並知皇子尊生天之真宗豊祖
父天皇トヲ〻〻ヲ指統天皇ノ位ニ皇太子草壁皇子尊薨坐テ後
高市皇子尊皇子ヲ立テ皇子ヲ指シ十年七月ニ薨ヲ又薨坐ス後

皇子尊ト云ル是ニ此ル市皇子ニ立テ皇子ヲ書紀ニ紀ニ
モ〻〻ヲ〻〻ガ〻テ後文武天皇ヲ持ヲ子ニ立ル事ヲ書紀ニハ漏ヲ
一年春正月ニ〻各有差ト云ル此ハ持ヲ子ニ立ル〻ヲ次ニ二月ニ東
宮傅春宮大夫ヲ任ジ〻ヲ〻ヲ〻ル〻ヲ知ベシ此紀一ノ書ニ
十一年立為皇太子ト云テ日ヲ八月ニ受禅即位ヲ
此天皇ハ持統天皇ノ位ヲ〻ヲ父ヲ持ノ位ニ母方ヲ持ノ甥ニ〻ヲ
○並坐而云ヒハ文武天皇ニ授ヒ〻〻持統天皇ヲ上天皇ト倭
ヒ〻テ〻ヲ〻ヲ並ベテ共ニ政キ〻ヲ〻ヒシ○近江大津宮ニ
天智天皇シ○大倭根子天之御宇ヲ〻〻ヲ〻ヲ〻ヲ〻ヲ〻ヲ〻ヲ〻ヲ○不
改常典ト加波流麻自伎都祢乃能理ト訓ベシ。ヲ〻ヲ〻ヲ云
ヒ〻〻〻〻〻〻仁徳紀大ニ云フ豫屢麻志枳齊明紀大ニ云フ倭須羅
度麻自珥ヲ〻〻〻〻〻〻

下ふる長遠第五ふ万世ふぐ上ぐ乃ぐ行ふ行かぐ
まぐき〜例べき〜常と不易のことし孝ふ紀ふ不易之典とす
又十ヲ孝ふハ不改自常典とす自ハ乃の孝ふむ孝ぐいづもも字
孝ふ孝ぐべきふやいふも世ふハ古ふ文字をかふて
出ふ孝ふ孝ぐハ孝ふ孝ぐむもの〜かじさて此典法を立ぐる事ハ
天智紀ふ十年春正月東宮皇太弟奉宣施行冠位法度之
事〜の事ぐもそハ又いきづ改ぐ孝ふ孝ぐもをもと全く如
先て新ふ立ぐるハ既く孝徳天皇の御号ふて生事彼宮大化元年
よりと治〜ぐ孝ぐ孝ぐ孝

皇子殿下之舅也。方今古人大兄在而殿下陟天皇位。便
違人弟恭遜之心。且立舅以咎民望。不亦可乎。於是中大
兄深嘉厥議。密以奏聞。天豐財重日足姫天皇授璽綬禪
位。策曰。咨尓輕皇子云々。曲是輕皇子不得固辭。升壇即
祚。以中大兄為皇太子。云々。而此孝德天皇。為人柔仁。好
釋老。大化元年。古人皇子謀反。吉備笠臣垂自首於中大兄曰。
云々。中大兄即討古人大市皇子。同二年。皇太子使
使奏請曰。云々。於是詔曰。天下政事。宜一中大
兄乃以政事委之。於是鎌子連。以內臣。授以內法。
中臣鎌子連懷至忠之誠。攄宰臣之勢。處官司之上。故進
退慶賞。計從事立。云々。以大化元年。以大伯內麻呂臣。
右大臣蘇我倉山田石川麻呂臣。左大臣。

云々。中大兄即皇太子。奉詔。以大錦冠授中臣鎌子連。
以內臣授鎌子連。以內法授鎌子連。
是連。儀容美麗。心思明達。
二年。皇太子奏請曰。冀欲遷
于倭京。天皇不許焉。皇太子乃奉皇祖母尊。間人皇后。并
率皇弟等。往居于倭飛鳥河邊行宮。于時公卿大夫百官
人等。皆隨而遷。由是天皇恨。欲捨於國位。云々。以
上。公卿大夫人等。皆從皇太子。
皇太子。
皇太子。

かゝのたまふかりてもゝ六年とふまでハ不皇なるゝ〻ゝして即位の礼をも行
られぬ又己貪ける〻ゝ〻ゝ侍ることをバおもてハ海人皇
子ハ皇太弟〻〻立給ひぬれどもたゞ〻謙遜をして弓人を
惑〻ゝ〻ゝ〻ゝ

但が告げ申せふ伝て。その内人をつかひして出あしらはせむこと。信用なりがたしつを
だてて難をまぬかるとなりひしーつ。もし伊の内人もかく。きき伝を定給ひつゝ
てうつゝまぬかぞ。かゝとく危うかれまし。そもそも天皇の世にはもとゞ
よ。始メよりおもひ〳〵をそれんのまふ。大友皇子を東宮ふ立給ひてあり。後
しゝば。壬申の乱のみ〳〵き気をもまゝやハ世をうばひて〳〵。辛ふ云ハもろ
〳〵をもまゝ。めとよりげふ皇人ぶりをぬき給ひて。中ゝ内うたべのはくろ
ひろ。遜譲ゞその内志をぶふらをそぶ給をもてそこ形ひのひるかゝて
世。不改常典といふも。よりげのる。改新をしゆきたこふる。藤国ぶり
給ひ志をぶふして。新代よりわき事〳〵をバ停廃て。悉〳〵藤氏の制
ふなゝしひて。新ふ定を給てもしるハかの国のも。国の代までの。封建の
制といひ〳〵ハ皇ふ世上代よりはまふをゝ〳〵。三変かゝるかゝ
ゝ。今ハひろ給へるハ。秦よりもろゝの。郡県の制とふもありて。

たゝとハいゝ〳〵ちま変ゆゝ。藤氏ものび行ひぬる
ゝ。うへてゝ。ゝんでゝ〳〵のひ後ゝ。ゝめ〳〵ゝまゝふハこゝを中ゝ
ふ。新廷の大内稜威乃衰へ坐べき。基本ゆゝ。ゝどめ給ゝるゝ。此
後やゝ〳〵ふ臣等ゝ威権つゝ〳〵。ふかゝて。ゝも畏〳〵。天皇ゆも
なゝかゝふ思ひなるやゝふかゝをぬるハ。ゝ〳〵人のゝひ藤ふかふふつ
ゝ。皇国のゝゆゝ志ゝるゝ。ゝるゝ紀ゝるものを。学ゝ給ゝ。ゝ人ゝも
ゝ。ゝかゝふゝゝのゝゝひて。ゝ代ゝゝゝゝゝゝゝ。ゝふ。此天皇を中
無の君ゝゝゝゝゝゝゝ

て、治〻のはかり〻までも、必かく記すふることハあるべし。そもそも
かく天地と共に長く遠くかたるはじめとハ、定め給へるものなれ
ども五百年ばかりを過ぎぬやうに顛倒もてゆきて、保元平治元暦文
治のかどよりこの天下諸國の事ハ、又ゆるきふるまひて、此考典を、こゝ
ろのまゝにおのづから又上代の形ふりかへりみる。皇祖の法をも
思ふべしとかなり。○敷賜 霸曲。霸字ハ、ものをへるを、反用ひしるし。
出紀又佛足石、ともに中ふるも、此字をへの假まふ用ひたりそもそも此字。
他の法をも、つも用ひることおきふ第二法と、此法とふのこゝろをもて見ひるハ、同
じ假名をもて、人のこゝろをもて、敷賜とハ、義かゝるしめふし。○受被賜坐
を、持統天皇文武天皇つぎ〻、此考典を定めて、典乃まゝふ天
下の政を行ひ給ひしとし。○衆被賜云〻、衆を、親王法王法王百官人
天下公民をもつ〻し。此典を、天智天皇、新ふ立給る制なるふ當初をも

やうふ等〻ハ行ひ給ひ〻。やハらもれど顛倒やをかりむふかく〻ぬ〻取
り。稱をもつふを法ふるをもつ。そのもつ。をもつ法をもて法ふ。
らびく〻ハ法ふ形なべし。もし法ぬ〻ぬ〻むふハけるかくこゝろをもて勅
法ぬ〻をもとふるべきをぬ〻。○仕奉 利豆羅久止 ハ、衆の仕なるし。豆羅久
ハ、都流を延るなふて、ふをいく〻とふ書し。○詔命ハ、元明天皇の
勅。○仕奉侍 ホを上を兼て、衆の仕をるをいふ内ふ元明天皇の法み
づ〻の法すべもこを法つるし。侍とハ、ものをし、衆とハ親王法王ふ法ふれば、
をもふ中ふ法をづ〻の法すもこをもつて侍ハ、波閑流と例て、閑ハ法をし。
をんづる〻いふを。後の考仮ふ、ん法を法ん。ふ法て、ぺを得る。程此考乃
を。古事記伝十四ふ、云ふ。三代実録貞観十二年の法ふ起居失便天
波部利と。○去年十一月。元明紀の前ふ、慶雲三年十一月。
豊祖父天皇不豫。始有禪位之志。天皇謙讓固辭不受。

ある也。○威加世・加字印本ナシ。今ハ一本又一本ニハ伝ヘタリ。いづれもよし。代讓と訓ふ大命の畏きよし。○我王朕子天皇ニハ。文武天皇成中訓ふ。我王とハ謙ノ詞。他の例ハ多し。孝徳紀ニ皇太子奏ふ。天皇我皇と。あふ多し。朕子とハ。元明天皇ふし。○勞之。都加良志久と訓べし。十五ノ朕ニ波御身都可良之久。於保麻之麻須ニ依テ。太子ニ天都日嗣高御座乃継天方。授麻都流止命天。五十八ノ月頃間身労須止聞食ス。ほど見みる倦怠のるし。後のるふ。ていたはりとし。○欲治之。乎佐米賜年登須と訓べし。欲字ハ將のごし。○大命ニ坐世大坐と而。此倍。ものゝ伝。又祝詞などふも。多くつるを。その訓。ざるもものゝ。ものゝ。ともいとふ。ものゝ。ものゝ。大命ニの。ニ。

いづれもかくつるバ決し。坐世の世ハ。ニ。ハ本ナシ。ハ毋と他ども。他の例を。ものゝ。考へるとふ。第九伝ノ大命ニ坐而奏賜久と。つるバ。一本ニ而を西と作。十四伝ノ御命坐世宣久と。又類聚國史。天長二年十月詔。ハ。伝ノ御命ニ坐止伊夜嗣ニ云。ハ五大命ニ坐世。石作乃山陵ニ申給久。春日祭祝詞。ハ。天皇我大命ニ坐世云。廣前に白久。平野祭祝詞ふ。天皇我御命ニ坐世云と。つるこ。ハ。合て考ふ。多。坐世と。あつて。第九伝ノ而も。一本ニハ西。ハ。坐世と。つるぞ正。て。ハ。毋。ハ。十四伝の止も。字誤ふ。多。と。今ハ坐世と。定て。世ふ。改。つ。さて。かく。ハ。世ハ。なべて。ハ。今。ハ。ハ。ハ

うるハ坐世といふ云のごとくにいとかしこきを也大命ホハすもの
〳〵ゆへ〳〵〳〵ゆめ〳〵なりとゝ云ことゝ云ハ古伝なるものゝ伝
きゝバ大命ホとゝ云ふ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ云ふ古伝なる命ハいつゝ
んわゝ〳〵を伊のもひて試りいとゝ坐ハ借字なて令隨のことなるもの
まゝ坐を借字なるもとゝいふなるゝ〳〵ホ汝ホ大坐〳〵而〳〵つゝきゝ〳〵れゝ
ゝるとゝ云て令隨とハもゝ〳〵麻とのゝいふゝ即隨のことなて〳〵とゝ麻とホ
ゝと麻ホとゝ〳〵ゝと麻加世〳〵いふなるべゝ〳〵また大命ホ令隨とハまゝ
ゝ第ゝ古ふ云ふ天皇ゝ命ゝ〳〵ゝみゝ〳〵ゝゝゝハ天皇ゝ大命ハいふなゝこ
ゝとも者きゝ〳〵ゝ〳〵ゝ令ゝまふゝ〳〵畏まわて仕ゝるゝ〳〵ゝ〳〵ゝ臣民
の方ゝゝいふゝ云ゝゝ〳〵ゝ大命ホませハゝ〳〵ゝ天皇ゝ方ゝゝいふ細なて天
皇ハ天の下ゝゝ〳〵ゝの事〳〵ゝ大命ゝ尾ホ令ゝ当ゝゝゝゝゝ〳〵ゝれゝ大命ホ任
せゝゝゝ〳〵ゝ日ゝゝゝ〳〵ゝれバ神ゝゝゝゝゝ

古事記仁德條に令大坐とあり。一本に坐字一つなるハ一つ落る也。
○治可賜止。上の天つ日嗣の位者とうけハこゝに係る。汝命天皇と
なり坐て天下を大倉に令隨おもゝまして天つ日嗣の位をバ治めふべ
しとゝ也。是まで文武天皇の詔なるよし。○答曰豆羅ハ元明天皇の也。
○不堪も天皇と為て天位を治むふえ難じ。天皇謙讓固辭不
受とゝなる也。○遍多久も多毘麻祢久と訓べし。志ぎ〳〵なるを
なり。五十四詔に一二遍能味仁不在遍麻年久。万葉十九に多婢
末祢久。また〳〵十三詔に年長久日多久。五十九詔に麻祢久在。
万葉二に真根久往者人應知見。四に君之使乃麻祢久通
者など猶多し。数多とも訓べきこれなり。
於西風祭祝詞に歲真尼久と見。○日重日字本ぎもふ。
曰に誤也。今改也。○詔命者ハ改く讓なる名の詔命也。○受

賜止。仕賜也。みづ〳〵しくてのたまふ辞也。被賜ハわれ〳〵さて
文武天皇ハ六月丁卯朔辛巳に崩ましを十五日ハ即其日なり
なれ。ふるまひやむことえなき。更ナレなるべし。○白奈賀羅白ハ
文武天皇に中なれ。奈賀羅ハ倭ふのこと。伝ふるなり。ふるまひ
など。第十に詔に教賜比趣賜比奈何良受被賜持豆十五に詔に云〳〵勅
賜奈良我成奴礼波。みナ二に詔に思冨之坐奈何良。いかゝも皆。まことの
こと。ことゝ。こゝ。ことゝ。奈賀羅を継坐ふまぞふのこと係て。まことへハかゝ
らなり。○重位に繼坐ふる位乎とうけるべ。あゆふに〳〵とうけハ第七詔
ふも。天都位に嗣坐倍次〳〵もなべて手といひて。に〳〵とひてもも
よきなるのなり。○天地心乎云〳〵。此三詔に此位方天地乃置
賜比授賜布位仁在とうけるもなべてかく天地ふれて。世中
去此事みな。天の御を御ぎ〳〵しくふを。皇國のことふわゝびなることも。

書紀の巻々の名ゐふ此數の語のまうハ上代の老々好ハみる撰者ハ
潤色の文なれバ論ふべき限ふにあらぬ未々ハ老のまうふ知りても
やうく〳〵ふ論さはうつりて実ふ古る信もまし〻漢ふ孝徳天皇天智
天皇乃ハ世ふ形ありてハ多ふ漢を主ハ学びあへもバさ〻ふ知るまし〻この天地心
乎ふ〻〻〻

行ひ給ふ事ども例なるべし。○頃事無久。頃も動も変易るといふなり。○渡将去来世世を経行し万葉十七に之山ゆ渡来かる雲はなとかつふ渡て和多流波能波ゆ渡て又立まして和多流あひぶふ。こゝろも月日を経行をなるといふ。○遠皇祖考此上に又字なるべくあるべし。○辞立辞は借字なり事はなるべし。弟七行に此者事立ニ不有天ニ日月在如地ニ山川有如十五行に古事記仁徳段に言立者足毋阿賀迦迩嫉妬伊勢地方に二月の月はあるべきなり。辛酉に葉なる。○人祖祖は父母なり古書にも於夜とは父母をいふなり。おやく祖とは人のおやなるべし人のおやの心。○弱兒は和久碁と訓べし。武烈紀に思寐能和倶吾継躰紀哥に愷那能倭倶吾万葉十四に等能乃和久胡などもいふ

らはるに少壮士をいふなり。○愛をいふなり。言は同じ。古は幼稚きをも共ふるかとそいふ。○養治は夜志那比比多須と訓べし。又訓べし。孝代紀に養又長養又持養などをヒタスなどもいふなり訓べし。孝代紀に養育子を育保を云訓。古事記仁徳に日足奉と云。○事乃如久凡て物の型になるといふなり。○慈賜来来は。○慈賜来来は。古文のつゆなる。○慈賜来来は。孝皇祖の代世を始て世世に。○先豆先豆云く上件のごとく天皇坐て。天下の民を己が弱兒を養育なるべきなり。慈物なるべきなり。即位の始に先帝一に此慈を行ひなるべし。○慈賜久の下漢文に記しなるといふなり。○慈賜久の下漢文に記しなるべし。○慈賜久の下漢文に記しなるべし。大赦天下自慶雲四年七月十七日昧爽以前大辟罪以下罪無軽重已発覚未発覚咸赦除之其八虐之

内已殺訖及強盜竊盜常赦不免者並不在赦例前後諸人非反逆縁坐及移鄉者並宜放還亡命山澤挾藏軍器百日不首復罪如初給侍高年百歳以上賜粍二斛九十以上一斛五斗八十以上一斛八位以上級別加布一端五位以上不在此例僧尼准八位以上各施粍布賑恤鰥寡惸獨不能自存者人別賜粍一斛京師畿内及太宰所部諸國今年調天下諸國今年田租復之[illegible]

[illegible]

令律[illegible]考[illegible]

第四詔

和銅元年春正月乙巳武蔵國秩父郡献和銅詔曰〜

アキツミカミトアメノシタシロシメスヤマトネコスメラガ大ミトヲマトリモラオホミコトヲミコタチ
現神御宇倭根子天皇詔旨勅命乎親王
カホキミタチオホミタチモノツカサノヒトタチアメノシタノカホミメカラモロクキコシサヘトノタカ
諸王諸臣百官人等天下公民衆聞宣高
マノハラヨアモリマシシスメラガミヨヲハジメテナカイマ
天原與利天降坐志天皇御世乎始而中今
ニイタルマデスラガミヨアマツヒツギトメカミ
ホ至麻豆ホ天皇御世御世天豆日嗣高御
クラニマシテヨサメタマヒメグミタマヒクルヨスクニアメノシタノワザトナ止奈
座ホ坐而治賜慈賜來食國天下之業

隨神所念行 佐久止
詔命乎衆聞宣如是
治賜慈賜來留天豆日嗣之業今皇朕御
世尓當而坐者天地之心乎勞弥重弥辱
弥恐弥坐尓聞看食國中乃東方武藏國
尓自然作成和銅出在止奏而獻焉此物
者天坐神地坐祇乃相于豆奈比奉福倍
奉事尓依而顯久出留寶尓在羅之止神

隨所念行須是以天地之神乃顯奉瑞寶
尓依而御世年號改賜換賜波久止詔命乎
衆聞宣故改慶雲五年而和銅元年爲而
御世年號止定賜是以天下尓慶命詔久
冠位上可賜人人治賜漢文免武藏國今
年庸當郡調詔天皇命乎衆聞宣

高天原與利・與字一本ふ由とあり・第七行ふも・由利又由理とあり・考

紫古ふを紫あり。古、よるを少とも。通りいつる之。字ふハ字を暑きて。
よるを。ゆるもいつる。○天降る。阿母理と訓べし。万葉ふ名。ひまあるを乃
切まる心。此天降第一天皇ハ。迩〻藝命ハ中せる之。是て神代ふて也。
天皇と中し又人の代ふて也。天皇をバ神と中て。神代人代異形ることあり。
○中今。第一ふ出。○天豆日嗣の下ふ止と詫付べし。第三ふ第五ふ
形ぶふ。天豆日嗣止高御座ふ坐而と云る例之。○高御座ふ坐
而。ふ字一本ふ止と作ハ誤之。○慈賜来ハ未ふ出る御慈の件〻ハ
ふ。○食國天下之業とハ食国天下を
治、物ふ成業と云ことふて。天皇ふ成業と云もじ〻。○天豆日嗣
之業ハ下ふも止と詫付べし。第十三ふ。〻恵賜来流天日嗣
乃業止。今皇朕云〻と云る例ふ。止ハ〻て也。
○皇朕ハ。天皇の御みづ〻ふ云之。他の ふも多〻ふ。万葉ふ〻りを。

天皇朕宇頭乃御手以云〻。○辱弥。呂十一ふ可多自氣奈
弥奈念須。五十二ふ。加多自氣奈美伊蘓志美思坐須。五十四
毛ふ。恥志賀多自氣奈志ゐど。猶多〻。此云ハ恐是惜〻ふて。恥
ふ。恐是ふ。物体ふ。ゐどいふ。
ふかゝ。ゐけ形ふ。
云〻乎宇牟我自弥辰辱弥。又右ふ引る呂十一ふ。又五十七ふ
ふ。辱奈美歓之美形ふ。
て。○和銅ふ。尓伎阿加賀祢と訓べし。伎ハ清音之。こゝ
ゆる熟銅ふ。熟字也。ふき〻訓ハ。
色より熟銅ふて出る。
字。古事記ふ。
强と切まる。

てまつることなり。かゝる多くの紀中宣命ふかこれをあきて卯ふ例あ
しるべし。○相于豆奈比ハ。俗云ふ沐の納受し給ふと云ふ。尚
書。于豆ハ。珍は子。宇頭乃幣帛。宇頭乃御手。形どる宇頭。てう係
えしくえでしたをいふ。奈比も。活ねを活用ふ係へいふ。為りて。
商をもふ。あきなふ。いざといひてさそふをいざ形ふ。誘なのもとなり。
あふといふまねて。うづるひえは政を沐の色で。美好とし給ふ。
相ハ必しも互ふせまじも。彼と此とあるなりふハ。俗いふ云。又号ふ。仁
徳紀ふ。納八田皇女。将為妃時。皇后不聽とある。不聽を。ウナヅサ
ズと例るハうかづきゆるさびといふ。くゝ。審うかづくハ。拙俗書形どふも
ふて。人のいふと。聽入ゆる。形を。俗云ふ合点をといふ。てな
ほ。されでうづるひふ。うかづきるひふ。むら。併の二つ。いづれ。
も。活ひふハ。ほ。あて。絢ふ。ほ。ふ。尚ふ。ふ。ふ。

瑞(ミヅ)なぐ。元てミヅと訓るハいうるき見ぐるし。祥瑞の瑞を。然訓べきよ。
万葉十九に。従古昔無利之(イニシヘユナカリシ)瑞多婢(レヒタビ)末祢久(マネク)申多麻比(タマヒ)奴(ヌ)。この瑞
を。ミヅモと訓るハ。ミヅ。モと訓てハ一ト足ざる。モと清付るもいと
穂なぐ。モもシルシとぞ訓べき。又書紀に。祥をサガと訓るもわろし。孝徳紀
に。休祥(ヨキサガ)などつるハ。瑞も同じ。ミヅ。モとシルシと訓べし。祥。字ハ徴
也と注し。瑞も。信の意なれバ。共ふるまて。写きをやに。世の政のさで。に
ふ伝て。ミヅ。徴表の形。ミヅ。と物を見べし。さてその瑞宝(シルシノタカラ)ハ。ひろ。和銅をいふ。
○御世年號。此四字。美余(ミヨノ)乃那(ナ)と訓べし。文徳実録。斉衡元
年乃詔に。御世乃名。天安元年ぬ詔に。御代乃名。三代実録。元
慶元年の詔に。皆かくそ。これらぞ。たの清乃まゝ。形るべき。第五詔
に。御世名と。つるも。年号ぬ。るかハ。此紀に。みな年号とのミ。
ぬ。どこ。ろ。ぐ。深。ぬ。ぬ。月。ふ。ろ。て。そ。の。ま。ふ。ま。ふ。て。そ。つ。と。ろ。ぬ。

なくハ訓べきふあるぐ。おとなりを。ふふ。ぬ。世ぬ。名。と。て。そ。いふ。べ。き。ぬ。
年毎。ひ。かる。ふ。あ。ぐ。ぞ。ハ。年。の。名。と。ハ。いふ。べ。き。ふ。つ。ぐ。る。ぞ。や。○慶雲。
ぬ。て。年号(ミヨナ)ハ。みな。字。ま。ぬ。形。べ。し。もとより。然。定。ぬ。ま。る。ぬ。と。ゆ。
ふ。わ。天武天皇の御世ぬ。朱鳥(アカミトリ)ぬ。阿訶美苔利(アカミトリ)と。いふ。訓。注。あれど
も。そハ。ぐ。かる。一つの。ま。し。ぬ。訓。ぬ。ハ。ま。ぐ。き。も。多。し。かの。朱鳥。を。
いう。形。る。ま。て。ま。ま。唱。へ。る。も。ま。く。ハ。そ。の。ま。を。天。皇。ぬ。ま。に。ふ。年号。と
も。皇。國。云。も。て。今。ま。ま。ま。く。ま。ま。く。ま。て。ま。ふ。然。唱。ふ。べ。し。と。の。詔
も。や。ま。き。ま。
年号。も。呉。書。帰。書。ぬ。写。ぬ。定。ま。れ。る。て。ハ。形。ま。し。ふ。や。ぬ。慶。字。も。いふ。
唱。へ。る。ま。て。ま。
ハ。ぬ。朱鳥(アカミトリ)の例ぬよりて。二キアカガネと訓べきぬやとも思へど。ぬ。年号ぬ
て。ハ。ま。も。も。書。陰。ぬ。ぞ。ま。べ。き。○慶命詔 久。ケ次。冠位ま。ぬ。文。部。此。

命之○冠位。冠ハ加賀布理と訓べし。賀濁る。布活る也。万葉五に麻被引可賀布利。又古う。美許登加我布理などつる。冠ハけかぐるとつゝ用る氏。髮に冠する名也。字続紀ハ加々保利とつゝる。和名抄ハ加宇布利とあるハ。後の考ハ顕也。唱也。さて位階のこゝ。冠位といふ。ハ。推古天皇はじめ冠。始行。冠位。を始賜。冠位。於諸臣。とゝて。此ハ時ハ始めて十二階の冠を制ゆゑ。冠のさまハ。早き級を。ゆゑ。かゝて。後孝徳天皇はじめ法。ゆゑ。七色十三階とゝき。又十九階。ゆゑ。天智天皇の世ハ二十六階。ゆゑ。天武天皇十四年ハ更改爵位之号とゝて。四十八階とゝ。ゆゑ。位階ハもと。冠を以て。その。早き。とゝ。ゆゑ。冠位とハいふなり。さて文武天皇大寶元年ハ又官名位号ハ制らゝて。これより停賜。冠易以位記とゝて。此時ハ冠を物ふとハ止ぬ。ゆゑ。

宣命ハ。ゆゑ。ハ。名目。ゆゑ。冠位と。ハ。ゆゑ。○治賜ハ。ゆゑ。冠位を上。ゆゑ。ゆゑ。○漢文とゝ。ゆゑ。ゆゑ。大赦天下。自和銅元年正月十一日。昧爽以前。大辟罪已下。罪无輕重。已發覚未發覚。繫囚見徒。咸赦除之。其犯八虐故殺人。謀殺人已。殺。賊盗。常赦所不免者。不在赦限。亡命山澤。挾藏軍器。百日不首。復罪如初。高年百姓。百歳以上。賜粁三斛。九十以上。二斛。八十以上。一斛。孝子順孫。義夫節婦。表其門閭。優復三年。鰥寡惸獨。不能自存者。賜粁一斛。賜百官人等。禄。各有差。諸國之郡司。加位一階。其正六位上以上。不在進限。とゝる也。○庸ハ。知加良志呂と訓べし。孝徳紀ゆゑ。庸布をチカラシロノヌノと訓。力代の義。賦役令ゆゑ。凡正丁。歳役十日。若須収庸者。布二丈六尺。一日二尺六寸。義解ゆゑ。其収

庸者須隨郷土所出不可以布為一例也とゝろ唐書食
貨志ふ用民之力歳二十日不役者日為絹三尺謂之庸と
ふ収捕し故力代といひ不役者とハ或ハ役ふ
ハ役ふべき事少くて役ハざる者多くて日数
ハまゝハ多くハ布を収ることも義和ふ又
ふるものゝ何ふまれ其々土よりいだす物をも布ふ
ハ曽乃許保理と例べし書紀ふも當ハ當縣
こゝハ和銅の出る秩父郡をさていひ○調
物ゝ調の事賦役令ふ委くゝ又ゝ
武蔵出中おし郡べて庸を免しぬ又ふ秩父郡ハ調をも免しぬ
ふ郡ハ

庸者須隨郷土所出不可以布為一例也とそ唐書食
貨志ふ用民之力歳二十日不役者日為絹三尺謂之庸と
ゝえゝゝめゝ役のうゝふ収ゝ拙し力代といふ不役者とハ或ハ役ふる
べゝきそ役ふれざる者或ハ役ふべき事少くて役ハざる者ハなどゝ
をゝかゝて庸ハ収ゝそハまゝハ多くハ布を収ゝとハなゝども義紀ふゝて
ゝゝおゝゝ必布ふ限るゝふ収ゝて伊ふまれゝゝゝ土より出る物をも布ふ
准へて収ゝるゝ○當郡ハ曽乃許保理と訓べゝ書紀ふも當ハ當縣
當里ハなど曽乃と訓ゝこゝハ和銅の出ゝる秩父郡をさゝていふ○調
ハ都岐と訓べゝみつぎ物ゝ調のゝ賦役令ふ委ゝゝゝとゝゝゝそゝこゝハ
此郡ふ中ゝゝハべて庸を免ゝゝゝ又ゝふ秩父郡ハ調をも免ゝゝ
ふゝゝ